京都府立城陽支援学校高等部同窓会規約

宣 言

1986年(昭和61年)に開校した京都府立城陽養護学校は創立以来22年にわたり障害のある児童生徒一人一人の発達の可能性を伸ばすための教育を行う場として発展してきた。

1988年(昭和63年)、通学高等部は自立と社会参加目指し、普通科職業系として設置され、300名に及ぶ卒業生を輩出し、現在に至っている。

通学高等部卒業生は、現在まで相互の親睦を図ることを目的とし自発的活動を行ってきたが、今回、通学高等部卒業20周年を迎える当たり、通学高等部卒業生の活動を積極的に支え、発展させることを目指し、同窓会として組織を立ち上げることが責務であるとの結論に到った。

そこで我々は、下記の規約を設け、これまでの活動を基盤とし、発展的に「京都府立城 陽養護学校通学高等部 同窓会」として活動を始めることとした。

> 2007年(平成19年)10月25日 京都府立城陽養護学校通学高等部同窓会 発起人 松本 裕也

第1章 総則

第1条(名称)本会は,京都府立城陽支援学校高等部同窓会と称する。

第2条(本部)この会は、本部を京都府立城陽支援学校内におく。

第2章 目的および事業

第 3 条 (目的) 本会は,京都府立城陽支援学校高等部卒業生の発展と会員相互の親睦 を図ることを目的とする。

第4条(事業)本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 総会,懇親会などの開催
- (2) 研修会、講演会などの実施と情報の交流
- (3) 会員名簿の作成及び更新
- (4) その他、本会の目的を達するに必要な事業

第3章 会員

第5条(会員・後援者)次の(1)~(3)項に該当する者は、会員・後援者の資格 を有する。

- (1) 京都府立城陽支援学校高等部を卒業した者を会員とする。
- (2) 上記(1) の指導にあたっている(あたっていた) 教員とその職にあった者を後援者とする。
- (3) 上記(1)の保護者を後援者とする。

第6条(入会費など)

附則に定める入会費を収めたものを正会員とする。

本会は、会員・後援者からの寄付金を受け入れることができる。

第7条(資格の喪失)会員が退会を希望し、本会に通知したときには、会員の資格を喪失する。

第4章 役員

第8条(会長,副会長,幹事,会計,監査)本会は次の役員を置く

会長 1名

副会長 1名

幹事 若干名

会計 1名

監査 1名

第9条(役員の選任)前条の役員は、次の手続きを経て選任される。

会長は,総会において,会員の中から選任する。

副会長,会計,監査は,会長が会員の中から選任し,総会において承認を受けるものとする。

第10条(役員の職務)役員の職務は次の通りとする。

会長は, 本会を代表し, 会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、会長職を代行する。

幹事は、会長、副会長を助けて会務を処理する。

会計は, 本会の会計を処理する。

監査は、本会の会計を監査し、監査承認を与える。

第11条(役員の任期)

本会の役員の任期は,2年とするが、本人の継続の意志がある場合、継続する ことを妨げない。

第12条(役員会)

役員会は役員を持って構成し、予算、執行、決算、役員等の重要事項を審議する。役員会の議長は会長が当たる。

役員会は、総会に先立って、1年1回開催する。

役員会で審議された事項は、総会に報告する。

第13条(総会)

総会は、原則として、1年1回開催する。

第14条(会計)

本会の会計は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

第15条 (規約の改正)

本規約を改正しようとするときは、役員会で協議、決定し、総会で報告する。

- (附則) 1 本会則は, 平成 19年 10月 25日より施行する。
 - 2 本会の入会金は、1.000円とし、卒業時に徴収する。
 - 3 平成23年4月校名変更に伴う会則一部改正。
 - 4 平成25年6月名称変更と会則の一部改正。